子どものための法教育

最近「法教育」或いは「子どものための法教育」がマスコミに取り上げられるようになった。おそらく一昨年六月の司法制度改革審議会最終意見書に「司法教育の充実」が指摘されたことによるものと思われる。

この分野の先進国であるアメリカでは、民主主義教育・市民教育のあり方として一九三〇年代から研究が始まり、一九六〇年代後半から七〇年代後半において、ウォーターゲート事件による政治不信や青少年犯罪の増加が契機となってその重要性が認識され、非営利団体を中心にその研究・実践が飛躍的に発達したといわれている。

我国では、日本弁護士連合会が一九九三年五月の定期大会において、学校教育・社会教育の場における司法・人権教育の充実を決議し、これと相前後して各地の弁護士会において中学、高校教育の現場に弁護士を派遣して消費者、人権問題、司法制度等に関する教育が行われるようになった。また、日本司法書士会連合会は一九九九年一〇月以降その取組みを開始し、都道府県の消費生活センター等による消費者教育も行われている。

これらの教育方法は、講演・授業型、模擬裁判型、裁判傍聴型、司法関連施設見学型と多彩ではあるが、その殆んどは人権教育、司法制度教育或いは消費者教育を内容とする単発的な知識の伝授が中心となっていた。このような法律知識伝授型の法教育は、特に学校教育の現場では受験主義の影響で知識暗記に終止したり、進学科目でない高等学校では重視されなかったり、教師の法についての専門性の低さ等の理由により、民主主義社会の担い手としての「自律的市民の育成」という面からは必ずしも成功したものとはいえない。

このような状況の中で、関東弁護士会連合会は、昨年九月つくば市において「法教育―二一世紀を生きる子どもたちのために」というテーマで、更に、中部弁護士会連合会は本年一〇月名古屋市において「子どもが学ぶ法の精神―新

しい法教育への挑戦」というテーマでそれぞれシンポジウムを開催した。これらの研究結果によれば、法律関連教育は、単なる司法教育、消費者教育の域を脱し「法教育」という視点から構成し直さなければならないというのである。そしてこの場合の「法」とは、自由・平等・平和・正義・公正・責任といった「法の精神」であり、法教育の目的はこのような「法の精神」を理解させ、社会に生起する多様で具体的な問題を、他人を尊重しつつ主体的かつ公正・妥当に解決していくための知識･技能･意欲を育成することにあるというのである。

「法教育」をこのように捉えればその教育方法も変ってくる。

名古屋弁護士会では既に、一九九九年から自治体の教育委員会や中学校の教育現場と協力しつつ試行錯誤を重ねながら、多様な実践を開始している。往時のアメリカと同じ悩みを持つ我国においても早急に体制整備に着手するべきである。

【平成１５年１１月１１日　静岡新聞　朝刊　掲載】